

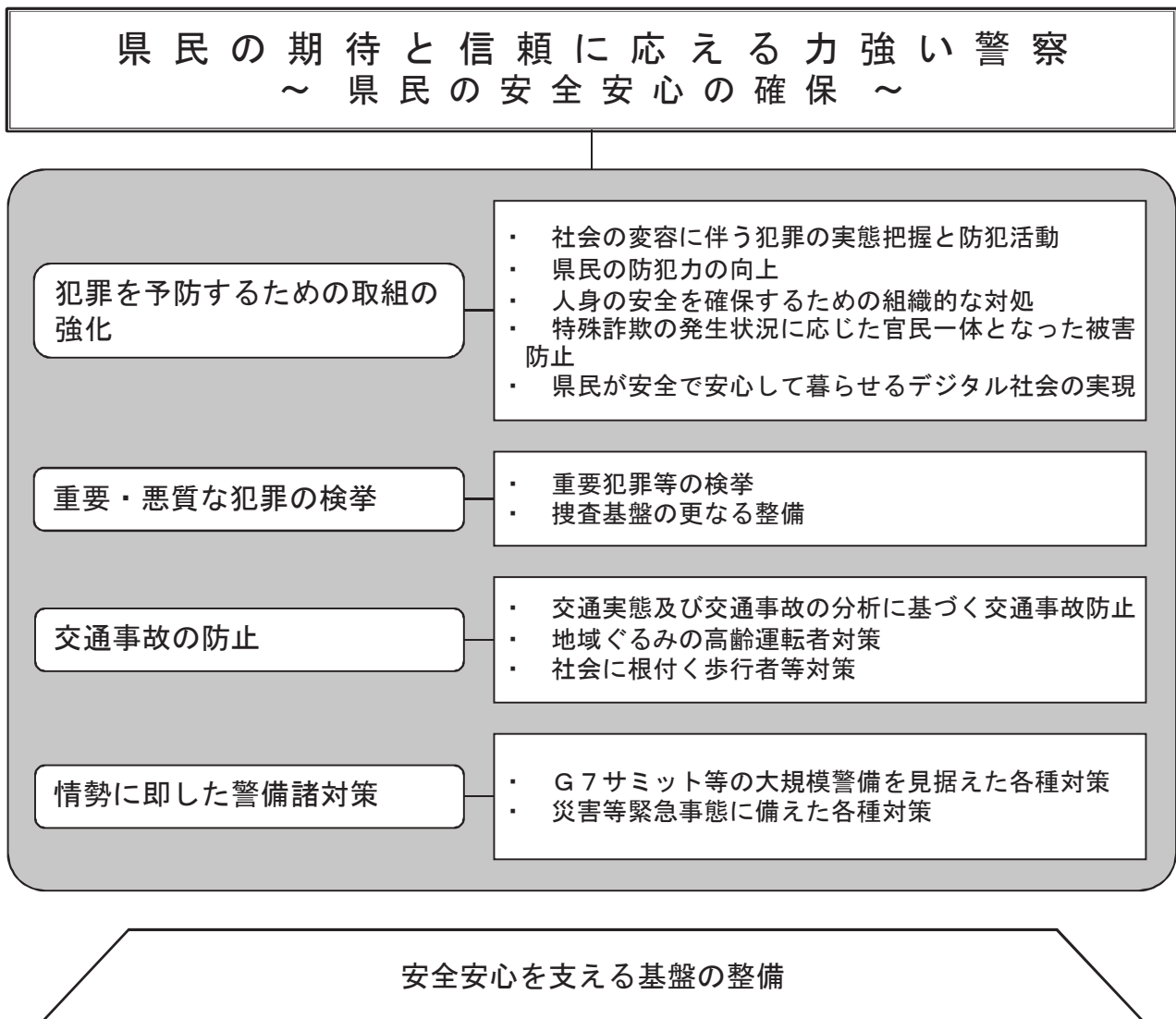
# 令和4年度当初予算の概要

令和4年2月  
警察本部

## 1 総括表

	令和4年度		令和3年度		比較増減	
	千円	構成比 %	千円	構成比 %	千円	率 %
予算総額	26,960,029	100.0	26,772,251	100.0	187,778	0.7
人件費	21,163,464	78.5	21,210,294	79.2	△ 46,830	△ 0.2
人件費以外	5,796,565	21.5	5,561,957	20.8	234,608	4.2
一般行政費	3,807,943	14.1	3,543,636	13.2	264,307	7.5
投資的経費	1,988,622	7.4	2,018,321	7.6	△ 29,699	△ 1.5

## 2 施策体系



## 令和4年度当初予算 主要事業一覧

### ■ 犯罪を予防するための取組の強化

(単位：千円)

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
1	生活安全企画課	防犯活動推進事業費	11,468	拡充	◇ 県民の防犯力の向上及び特殊詐欺の発生状況に応じた官民一体となった被害防止 ・ 「やまがた110ネットワーク」を活用した情報発信 ・ 特殊詐欺被害防止対策 ・ 街頭防犯カメラの増設【新規】
2	生活安全企画課 人身安全少年課	子ども・女性安全対策推進事業費	608		◇ 人身の安全を確保するための組織的な対応 ・ こども110番連絡所の設置 ・ ストーカー被害者等のための緊急通報装置貸出し及び一時避難場所確保
3	サイバー犯罪対策課	サイバー犯罪対策事業費	6,587		◇ 県民が安全で安心して暮らせるデジタル社会の実現 ・ サイバー犯罪捜査官の捜査能力向上 ・ 捜査用資機材の整備

### ■ 重要・悪質な犯罪の検挙

(単位：千円)

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
4	刑事企画課	捜査活動用資機材整備費	88,126		◇ 重要犯罪等の検挙 ・ 捜査用資機材の整備

### ■ 交通事故の防止

(単位：千円)

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
5	交通規制課	交通安全施設整備事業費 交通安全施設緊急対策費	1,021,833		◇ 交通実態及び交通事故の分析に基づく交通事故防止 ・ 交通信号機、道路標識及び道路標示の整備 ・ 東北中央自動車道等の延伸に対応した可変式速度規制標識等の整備
6	交通企画課	高齢者等交通事故抑止対策費	14,413		◇ 地域ぐるみの高齢運転者対策及び社会に根づく歩行者等対策 ・ 「交通安全ゆとり号」等による交通安全教育 ・ 老人クラブ会員等への交通安全研修
7	運転免許課	更新時講習等実施費 (運転技能検査)	8,893	新規	◇ 地域ぐるみの高齢運転者対策 ・ 高齢運転者に係る運転技能検査

■ 情勢に即した警備諸対策

(単位：千円)

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
8	警備第二課	一般警察行政活動費 (広域緊急援助隊訓練)	669		◇ 災害等緊急事態に備えた各種対策 ・ 広域緊急援助隊南部三県合同訓練

■ 安全安心を支える基盤の整備

(単位：千円)

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
9	施設装備課	交番・駐在所整備事業費	153,362		◇ 交番・駐在所の整備 ・ 酒田警察署遊佐交番及び鶴岡警察署湯野浜駐在所の改築
10	高速道路交通警察隊施設装備課	高速道路交通警察隊分駐隊整備事業費	97,683		◇ 高速道路交通警察隊新庄分駐隊(仮称)の整備 ・ 分駐隊庁舎の新築
11	通信指令課	一般警察行政活動費 (無線機更新)	293,403		◇ 警察移動無線通信システムの整備 ・ 無線機の更新

## 令和4年2月定例会 議案説明会

## ＜予算案件以外の案件一覧＞

## ＜令和4年度分＞

## ◆ 条例案件 1件

番 号	案 件 名	提 案 理 由
議第47号	山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について	道路交通法の規定に基づく運転技能検査を受けようとする者等から手数料を徴収するとともに、銃砲等又は刀剣類所持許可証書換え手数料等の額の適正化を図る等のためのもの

## ◆ 条例以外の案件 なし

## 令和4年2月定例会 議案説明会

## ＜警察本部所管の2月補正予算の概要＞

〔一般会計〕

## 1 総括表

(単位：千円)

令和3年度現計予算	2月補正	2月補正後
26,681,089	△ 30,945	26,650,144

## 2 主な内容

## (1) 事業実績等により減額する事業（主なもの）

- |               |           |
|---------------|-----------|
| ① 駐在所家族等報償費   | △17,499千円 |
| ② 一般警察行政活動費   | △9,123千円  |
| ③ 交番・駐在所整備事業費 | △8,314千円  |

## 令和4年2月定例会 議案説明会

## ＜予算案件以外の案件一覧＞

## ＜令和3年度分＞

## ◆ 条例案件 1件

番 号	案 件 名	提 案 理 由
議第17号	山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について	銃砲刀剣類所持等取締法の規定に基づくクロスボウの所持の許可を申請する者等から手数料を徴収する等のためのもの

## ◆ 条例以外の案件 1件

番 号	案 件 名	概 要
議第28号	交通事故に係る国家賠償請求事件及び損害賠償代位請求事件の和解についての専決処分の承認について	急施を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、承認を求めるためのもの

山形県手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案										
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(431)の4 一略一</p> <p>(432) 銃砲刀剣類所持等取締法第6号)第4条第1項の規定に基づく銃砲又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(431)の4 一略一</p> <p>(432) 銃砲刀剣類所持等取締法第6号)第4条第1項の規定に基づく銃砲等又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査</p>										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 80%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">イ 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定に基づく許可の申請に係る審査</td> <td style="vertical-align: top;">6,800円(当該申請を行う者が同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同号の規定に基づく許可の申請に係る審査にあつては、4,300円)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	イ 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定に基づく許可の申請に係る審査	6,800円(当該申請を行う者が同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同号の規定に基づく許可の申請に係る審査にあつては、4,300円)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 80%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">イ 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の申請に係る審査</td> <td style="vertical-align: top;">6,800円(当該申請を行う者が同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の申請を行う場合における当該他の同号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の申請に係る審査にあつては、4,300円)</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">ロ 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定によるクロスボウの所持の許可を現に受けている者に</td> <td style="vertical-align: top;">6,800円(当該申請を行う者が同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該他の同号の規定に基づくクロスボウの所</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	イ 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の申請に係る審査	6,800円(当該申請を行う者が同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の申請を行う場合における当該他の同号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の申請に係る審査にあつては、4,300円)	ロ 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定によるクロスボウの所持の許可を現に受けている者に	6,800円(当該申請を行う者が同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該他の同号の規定に基づくクロスボウの所
区分	金額										
イ 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定に基づく許可の申請に係る審査	6,800円(当該申請を行う者が同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同号の規定に基づく許可の申請に係る審査にあつては、4,300円)										
区分	金額										
イ 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の申請に係る審査	6,800円(当該申請を行う者が同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の申請を行う場合における当該他の同号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の申請に係る審査にあつては、4,300円)										
ロ 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定によるクロスボウの所持の許可を現に受けている者に	6,800円(当該申請を行う者が同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該他の同号の規定に基づくクロスボウの所										

ロ イに規定する者以外の者に対する許可の申請に係る審査	10,500円（当該申請を行う者が同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の申請に係る審査にあっては、6,700円）

(432)の2 銃砲 銃砲刀剣 650円

刀剣類所持等取 類の所持  
 締法第4条の3 に係る認  
 第1項（同法第 知機能検  
 7条の3第3項 査手数料  
 において準用す  
 る場合を含む。）  
 の規定に基づく  
 認知機能に関す  
 る検査

(433) 銃砲刀剣 猟銃等講 現に銃砲  
 類所持等取締法 習手数料 刀剣類所  
 第5条の3第1 持等取締  
 項の規定に基づ 法第4条  
 く猟銃及び空気 第1項第  
 銃の取扱いに関 1号の規  
 する講習会の開 定による  
 催 許可を受  
 けて猟銃  
 又は空気  
 銃を所持  
 している  
 者及び同  
 法第5条  
の2第3  
項第2号  
 に掲げる  
 者に対す  
 る講習会  
 にあって

対する同号の 規定に基づく クロスボウの所 持の許可の申 請に係る審査	持の許可の申請に係る審査にあっては、4,300円)
ハ イ及びロに 規定する者以 外の者に対す る許可の申請 に係る審査	10,500円（当該申請を行う者が同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の申請に係る審査にあっては、6,700円）

(432)の2 銃砲 銃砲等又 650円

刀剣類所持等取 は刀剣類  
 締法第4条の3 の所持に  
 第1項（同法第 に係る認知  
 7条の3第3項 機能検査  
 において準用す 手数料  
 る場合を含む。）  
 の規定に基づく  
 認知機能に関す  
 る検査

(433) 銃砲刀剣 猟銃等講 現に銃砲  
 類所持等取締法 習手数料 刀剣類所  
 第5条の3第1 持等取締  
 項の規定に基づ 法第4条  
 く猟銃及び空気 第1項第  
 銃の取扱いに関 1号の規  
 する講習会の開 定による  
 催 許可を受  
 けて猟銃  
 又は空気  
 銃を所持  
 している  
 者及び同  
 法第5条  
の2第3  
項第2号  
又は第3  
号に掲げ  
 る者に対  
 する講習



は3,000  
円、その他  
の者に対  
する講習  
会にあっ  
ては6,900  
円

会にあっ  
ては3,000  
円、その他  
の者に対  
する講習  
会にあっ  
ては6,900  
円

(433)の2 銃砲 クロスボ 現に銃砲  
刀剣類所持等取 ウ講習手 刀剣類所  
締法第5条の3 数料 持等取締  
の2第1項の規 法第4条  
定に基づくクロ 第1項第  
スボウの取扱い 1号の規  
に関する講習会 定による  
の開催 許可を受  
けてクロ  
スボウを  
所持して  
いる者に  
対する講  
習会にあ  
っては  
3,000円、  
その他の  
者に対す  
る講習会  
にあつて  
は6,900円

(434)及び(434)の2 -略-  
(435) 銃砲刀剣 国際競技 3,900円  
類所持等取締法 参加外国 (当該申  
第6条第1項の 人の銃砲 請を行う  
規定に基づく国 刀剣類所 者が同時  
際競技に参加す 持許可申 に他の銃  
るため入国する 請手数料 砲刀剣類  
外国人の銃砲又 所持等取  
は刀剣類の所持 締法第6  
の許可の申請に 条第1項  
対する審査 の規定に  
基づく許  
可の申請  
を行う場  
合におけ  
る当該他

(434)及び(434)の2 -略-  
(435) 銃砲刀剣 国際競技 3,900円  
類所持等取締法 参加外国 (当該申  
第6条第1項の 人の銃砲 請を行う  
規定に基づく国 等又は刀 者が同時  
際競技に参加す 剣類所持 に他の銃  
るため入国する 許可申請 砲刀剣類  
外国人の銃砲等 手数料 所持等取  
又は刀剣類の所 締法第6  
持の許可の申請 条第1項  
に対する審査 の規定に  
基づく許  
可の申請  
を行う場  
合におけ  
る当該他

の同項の  
規定に基  
づく許可  
の申請に  
係る審査  
にあって  
は、1,800  
円)

(436) 銃砲刀剣 銃砲刀剣 1,800円  
類所持等取締法 類所持許  
第 7 条第 2 項 可証書換  
の規定に基づく え手数料  
許可証の書換え

(437) 銃砲刀剣 銃砲刀剣 1,900円  
類所持等取締法 類所持許  
第 7 条第 2 項の 可証再交  
規定に基づく許 付手数料  
可証の再交付

(438) 銃砲刀剣 猟銃等所 次の表の  
類所持等取締法 持許可更 左欄に掲  
第 7 条の 3 第 2 新申請手 げる区分  
項の規定に基づ 手数料 に応じ、そ  
く同法第 4 条第 1 項第 1 号の規 ぞれ同  
定による猟銃又 表の右欄  
は空気銃の所持 額  
の許可の更新の に定める  
申請に対する審 査

区分	金額
イ <u>新たな許可証の交付を伴う場合</u>	7,200 円 (当該申請を行う者が同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づく許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が同時に同法第 4 条第 1 項第 1 号の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該同法第 7 条の 3 第

の同項の  
規定に基  
づく許可  
の申請に  
係る審査  
にあって  
は、1,800  
円)

(436) 銃砲刀剣 銃砲等又 1,800円  
類所持等取締法 は刀剣類  
第 7 条第 2 項の 所持許可  
規定に基づく許 証書換え  
可証の書換え 手数料

(437) 銃砲刀剣 銃砲等又 1,900円  
類所持等取締法 は刀剣類  
第 7 条第 2 項の 所持許可  
規定に基づく許 証再交付  
可証の再交付 手数料

(438) 銃砲刀剣 猟銃等又 次の表の  
類所持等取締法 はクロス 左欄に掲  
第 7 条の 3 第 2 ボウ所持 げる区分  
項の規定に基づ 許可更新 に応じ、そ  
く同法第 4 条第 1 項第 1 号の規 ぞれ同  
定による猟銃若 料 表の右欄  
しくは空気銃又 額  
はクロスボウの  
所持の許可の更 新の申請に対す  
る審査

区分	金額
イ <u>新たな許可証の交付を伴う銃砲刀剣類所持等取締法第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査</u>	7,200 円 (当該申請を行う者が同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が同時に同法第 4 条第 1 項第 1 号の規定に基づく猟銃

	1項の規定に基づく許可の更新の申請に係る審査にあつては、4,800円)		又は空気銃の所持の許可の申請を行う場合における当該同法第7条の3第1項の規定に基づく <u>猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査</u> にあつては、4,800円)
ロ 新たな許可証の交付を伴う銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査		7,200円(当該申請を行う者が同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が同時に同法第4条第1項第1号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該同法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、4,800円)	
ロ 新たな許可証の交付を伴わない場合	6,800円(当該申請を行う者が同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第1項の規定に基づく許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が同時に同法第4条第1項第1号の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該同法第7条の3第1項の規定に基づく許可の更新の申請に係る審査にあつては、4,400円)	ハ 新たな許可証の交付を伴わない銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第1項の規定に基づく <u>猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査</u>	6,800円(当該申請を行う者が同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第1項の規定に基づく <u>猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査</u> 及び当該申請を行う者が同時に同法第4条第1項第1号の規定に基づく <u>猟銃又は空気銃の所持の許可の申請を行う場合における当該同法第7条の3第</u>

--	--

(439)～(440)の5 ー略ー

	1項の規定に基づく <u>猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査</u> にあつては、4,400円)
ニ <u>新たな許可証の交付を伴わない銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査</u>	6,800円(当該申請を行う者が同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が同時に同法第4条第1項第1号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該同法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、4,400円)

(439)～(440)の5 ー略ー

(440)の6 銃砲 クロスボウ 9,300円

刀剣類所持等取 ウ射撃練 (当該申  
締法第9条の16 習資格認 請を行う  
第1項の規定に 定申請手 者が同時  
基づく射撃練習 数料 に他の銃  
を行う資格の認 砲刀剣類  
定の申請に対す 所持等取  
る審査 締法第9  
条の16第  
1項の規  
定に基づ  
く射撃練  
習を行う  
資格の認  
定の申請  
を行う場  
合におけ  
る当該他  
の同項の

規定に基  
づく射撃  
練習を行  
う資格の  
認定の申  
請に係る  
審査にあ  
っては、  
5,600円)

(441)～(478) 一略一

2 一略一

別表

火薬類運搬証明書交付手数料、一般旅券発給手数料、一般旅券渡航先追加記載手数料、一般旅券査証欄増補手数料、銃砲刀剣類所持許可申請手数料、銃砲刀剣類の所持に係る認知機能検査手数料、猟銃等講習手数料、猟銃操作等技能検定手数料、猟銃操作等技能講習手数料、国際競技参加外国人の銃砲刀剣類所持許可申請手数料、銃砲刀剣類所持許可証書換え手数料、銃砲刀剣類所持許可証再交付手数料、猟銃等所持許可更新申請手数料、射撃教習資格認定申請手数料、射撃練習資格認定申請手数料、年少射撃資格認定申請手数料、年少射撃資格認定証書換え手数料、年少射撃資格認定証再交付手数料、年少射撃資格講習手数料、古物営業許可申請手数料、古物営業許可証再交付手数料、古物営業許可証書換え手数料、古物競りあわせん業業務実施方法認定申請手数料、質屋営業許可申請手数料、質屋営業所移転許可申請手数料、質屋管理者新設等許可申請手数料、質屋営業許可証書換え手数料、質屋営業許可証再交付手数料、核燃料物質等運搬証明書交付手数料、核燃料物質等運搬証明書書換え手数料、核燃料物質等運搬証明書再交付手数料、確認事務委託対象法人登録申請手数料、確認事務委託対象法人登録更新申請手数料、駐車監視員資格者証交付申請手数料、駐車監視員資格者講習手数料、駐車監視員資格者認定申請手数料、駐車監視員資格者証書換え交付手数料、駐車監視員資格者証再交付手数料、運転経歴証明書交付手数料、運転者特定任意講習手数料、チャレンジ講習手数料、特定任意高齢者講習（簡易）手数料、認知機能検査員講習手数料、警備業認定申請手数料、警備業認定証再交付手数料、警備業認定証有効期間更新申請

(441)～(478) 一略一

2 一略一

別表

火薬類運搬証明書交付手数料、一般旅券発給手数料、一般旅券渡航先追加記載手数料、一般旅券査証欄増補手数料、銃砲等又は刀剣類所持許可申請手数料、銃砲等又は刀剣類の所持に係る認知機能検査手数料、猟銃等講習手数料、クロスボウ講習手数料、猟銃操作等技能検定手数料、猟銃操作等技能講習手数料、国際競技参加外国人の銃砲等又は刀剣類所持許可申請手数料、銃砲等又は刀剣類所持許可証書換え手数料、銃砲等又は刀剣類所持許可証再交付手数料、猟銃等又はクロスボウ所持許可更新申請手数料、射撃教習資格認定申請手数料、射撃練習資格認定申請手数料、年少射撃資格認定申請手数料、年少射撃資格認定証書換え手数料、年少射撃資格認定証再交付手数料、年少射撃資格講習手数料、クロスボウ射撃練習資格認定申請手数料、古物営業許可申請手数料、古物営業許可証再交付手数料、古物営業許可証書換え手数料、古物競りあわせん業業務実施方法認定申請手数料、質屋営業許可申請手数料、質屋営業所移転許可申請手数料、質屋管理者新設等許可申請手数料、質屋営業許可証書換え手数料、質屋営業許可証再交付手数料、核燃料物質等運搬証明書交付手数料、核燃料物質等運搬証明書書換え手数料、核燃料物質等運搬証明書再交付手数料、確認事務委託対象法人登録申請手数料、確認事務委託対象法人登録更新申請手数料、駐車監視員資格者証交付申請手数料、駐車監視員資格者講習手数料、駐車監視員資格者認定申請手数料、駐車監視員資格者証書換え交付手数料、駐車監視員資格者証再交付手数料、運転経歴証明書交付手数料、運転者特定任意講習手数料、チャレンジ講習手数料、特定任意高齢者講習（簡易）手数

手数料、警備業認定証書換え手数料、警備員指導教育責任者資格者証交付申請手数料、警備員指導教育責任者講習手数料、警備員指導教育責任者資格者証書換え手数料、警備員指導教育責任者資格者証再交付手数料、現任警備員指導教育責任者講習手数料、機械警備業務管理者資格者証交付申請手数料、機械警備業務管理者講習手数料、機械警備業務管理者資格者証書換え手数料、機械警備業務管理者資格者証再交付手数料、自動車運転代行業認定申請手数料、自動車運転代行業認定証再交付手数料、自動車運転代行業認定証書換え手数料、探偵業届出証明書交付手数料、探偵業変更届出証明書交付手数料及び探偵業届出証明書再交付手数料

料、認知機能検査員講習手数料、警備業認定申請手数料、警備業認定証再交付手数料、警備業認定証有効期間更新申請手数料、警備業認定証書換え手数料、警備員指導教育責任者資格者証交付申請手数料、警備員指導教育責任者講習手数料、警備員指導教育責任者資格者証書換え手数料、警備員指導教育責任者資格者証再交付手数料、現任警備員指導教育責任者講習手数料、機械警備業務管理者資格者証交付申請手数料、機械警備業務管理者講習手数料、機械警備業務管理者資格者証書換え手数料、機械警備業務管理者資格者証再交付手数料、自動車運転代行業認定申請手数料、自動車運転代行業認定証再交付手数料、自動車運転代行業認定証書換え手数料、探偵業届出証明書交付手数料、探偵業変更届出証明書交付手数料及び探偵業届出証明書再交付手数料

## 山形県手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(435) ー略ー</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(435) ー略ー</p>
<p>(436) 銃砲刀剣類所持等取締法第7条第2項の規定に基づく許可証の書換え</p> <p>銃砲等又は刀剣類所持許可証書換え手数料</p> <p><u>1,800円</u></p>	<p>(436) 銃砲刀剣類所持等取締法第7条第2項の規定に基づく許可証の書換え</p> <p>銃砲等又は刀剣類所持許可証書換え手数料</p> <p><u>1,600円</u></p>
<p>(437)～(457) ー略ー</p>	<p>(437)～(457) ー略ー</p>
<p>(457)の2 <u>加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼしているかどうかの確認及びその結果に基づく指導を行う講習の開催</u></p> <p>チャレンジ講習手数料</p> <p><u>2,650円</u></p>	<p><u>(457)の2から(457)の4まで 削除</u></p>
<p>(457)の3 <u>加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼしていないと認められた者に対して行う道路交通法施行令第37条の6の2第1号に規定する道路交通法第108条の2第2項の規定による講習で国家公安委員会規則で定める基準に適合するものの開催</u></p> <p>特定任意高齢者講習(簡易)手数料</p> <p><u>1,800円</u></p>	
<p>(457)の4 <u>削除</u></p>	
<p>(457)の5 道路交通法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定による認知機能検査の実</p> <p>認知機能検査員講習手数料</p> <p><u>1,400円</u>(自動車安全運転センターが行う認知機能検査に</p>	<p>(457)の5 道路交通法第97条の2第1項第3号イ若しくはロ、<u>第101条の4第2項又は第101条の7第1項</u></p> <p>認知機能検査員講習手数料</p> <p><u>1,450円</u>(自動車安全運転センターが行う認知機能検査に</p>

施に必要な技能及び知識に関する講習の開催

関する研修等を受けた者に対する講習にあつては、800円)

の規定による認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習の開催

関する研修等を受けた者に対する講習にあつては、1,200円)

(458)～(478) 一略一

2 県は、次の各号に掲げる者から、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。

(458)～(478) 一略一

2 県は、次の各号に掲げる者から、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(5)の3 一略一

(5)の4 道路交通法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第1項の規定による認知機能検査を受けようとする者 認知機能検査手数料 750円

(1)～(5)の3 一略一

(5)の4 道路交通法第97条の2第1項第3号イ若しくはロ、第101条の4第2項又は第101条の7第1項の規定による認知機能検査を受けようとする者 認知機能検査手数料 1,050円

(6) 道路交通法第91条の規定により運転することができる自動車及び原動機付自転車の種類を限定された者で、その限定の全部又は一部の解除を受けるため、公安委員会の審査を受けようとするもの 審査手数料 1,400円(道路交通法第112条第1項第6号の審査を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、2,850円)

(5)の5 道路交通法第97条の2第1項第3号イ若しくはハ又は第101条の4第3項の規定による運転技能検査を受けようとする者 運転技能検査手数料 3,550円

(6) 道路交通法第91条又は第91条の2第2項の規定により運転することができる自動車及び原動機付自転車の種類を限定された者で、その限定の全部又は一部の解除を受けるため、公安委員会の審査を受けようとするもの 審査手数料 1,400円(道路交通法第112条第1項第6号の審査を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、2,850円)

(7)～(11) 一略一

(12) 道路交通法第108条の2第1項各号に掲げる講習を受けよ 講習手数料 次の表の左欄に掲げる区分に応

(7)～(11) 一略一

(12) 道路交通法第108条の2第1項各号に掲げる講習を受けよ 講習手数料 次の表の左欄に掲げる区分に応



うとする者

じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分		金額
イ～ル ー略ー		ー略ー
ヲ 道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習	<u>小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（道路交通法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。）</u>	<u>5,100円</u>
	<u>小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（道路交通法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）</u>	<u>5,100円（当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第39条に定める基準に該当するものにあつては、7,950円）</u>
	<u>小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（道路交通法第</u>	<u>5,800円</u>

うとする者

じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分		金額
イ～ル ー略ー		ー略ー
ヲ 道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習	<u>道路交通法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許（以下この表において「普通自動車対応免許」という。）を受けている者（同法第97条の2第1項第3号イ及びハに掲げる者並びに同法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する講習</u>	<u>6,450円</u>

	<u>101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)</u>				
	<u>小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（道路交通法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。)</u>	<u>2,250円</u>		<u>普通自動車対応免許を受けている者（道路交通法第97条の2第1項第3号イ若しくはハに掲げる者又は同法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者に限る。）又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であつて普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習</u>	<u>2,900円</u>
	<u>小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（道路交通法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)</u>	<u>2,250円（当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして道路交通法施行規則第39条に定める基準に該当するものにあつては、4,450円）</u>			
	<u>小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（道路交通法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)</u>	<u>2,350円</u>			
ワ 一略一		一略一	ワ 一略一		一略一

カ 道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習	講習1時間について2,000円

(13) 道路交通法第108条の2第1項第10号又は第13号に掲げる講習を受けようとする者

(14)～(18) 一略一

(手数料の納付の特例)

第3条 一略一  
2～16 一略一

17 道路交通法第108条の4第1項の規定により公安委員会が同項第1号又は第2号に掲げる講習を同項に規定する指定講習機関に行わせることとした場合におけるそれぞれの講習に係る講習手数料は、当該指定講習機関に納めるものとする。この場合において、当該指定講習機関に納められた当該講習手数料は、その収入とする。

(手数料の減免)

第4条 一略一  
別表

火薬類運搬証明書交付手数料、一般旅券発給手数料、一般旅券渡航先追加記載手数料、一般旅券査証欄増補手数料、銃砲等又は刀剣類所持許可申請手数料、銃砲等又は刀剣類の所持に係る認知機能検査手数料、猟銃等講習手数料、クロスボウ講習手数料、猟銃操作等技能検定手数料、猟銃操作等技能講習手数料、国際競技参加外国人の銃砲等又は刀剣類所持許可申請手数料、銃砲等又は刀剣類所持許可証書換え手数料、銃砲等又は刀剣類所持許可証再交付手数料、猟銃等又はクロスボウ所持許可更新申請手数料、射撃教習資格認定申請手数料、射撃練習資格認定申請手数料、年少射撃資格認定申請手数料、年少射撃資格認定証書換え手数料、年少射撃資格認定証再交付手数料、年少射撃資格講習手数料、クロスボウ射撃資格認定申請手数料、古物営業許可申請手数料、古物営業許可証再交付手数料、古物営業許可証書換え手数料、古物競りあわせん業業務実施方法認定申請手数料、質屋営業許可申請手数料、質屋営業所移転許可申請手数料、質屋管理者新設等許可申請手数料、質屋営業許可証書換え手数料、質屋営業許可証再交付手数料、核燃料物質等運搬証明書交付手数料、核燃料物質等運搬証明書書換え手数料、核燃料物

カ 道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習	講習1時間について2,250円
ヨ 道路交通法第108条の2第1項第15号に掲げる講習	講習1時間について2,000円

(13) 道路交通法第108条の2第1項第10号、第13号又は第14号に掲げる講習を受けようとする者

(14)～(18) 一略一

(手数料の納付の特例)

第3条 一略一  
2～16 一略一

17 道路交通法第108条の4第1項の規定により公安委員会が同項各号に掲げる講習を同項に規定する指定講習機関に行わせることとした場合におけるそれぞれの講習に係る講習手数料は、当該指定講習機関に納めるものとする。この場合において、当該指定講習機関に納められた当該講習手数料は、その収入とする。

(手数料の減免)

第4条 一略一  
別表

火薬類運搬証明書交付手数料、一般旅券発給手数料、一般旅券渡航先追加記載手数料、一般旅券査証欄増補手数料、銃砲等又は刀剣類所持許可申請手数料（消防職員が人命救助の用途に供するため救命索発射銃を所持する場合に係るものを除く。）、銃砲等又は刀剣類の所持に係る認知機能検査手数料、猟銃等講習手数料、クロスボウ講習手数料、猟銃操作等技能検定手数料、猟銃操作等技能講習手数料、国際競技参加外国人の銃砲等又は刀剣類所持許可申請手数料、銃砲等又は刀剣類所持許可証書換え手数料（消防職員が人命救助の用途に供するため救命索発射銃を所持する場合に係るものを除く。）、銃砲等又は刀剣類所持許可証再交付手数料（消防職員が人命救助の用途に供するため救命索発射銃を所持する場合に係るものを除く。）、猟銃等又はクロスボウ所持許可更新申請手数料、射撃教習資格認定申請手数料、射撃練習資格認定申請手数料、年少射撃資格認定申請手数料、年少射撃資格認定証書換え手数料、年少射撃資格認定証再交付手数料、年少射撃資格講習手数料、クロスボウ射撃練習資格認定申請手数料、古物営業許可申請手数料、古物営業許可証再交付手数料、古物営業許可証書換え手数料、古物競り

質等運搬証明書再交付手数料、確認事務委託対象法人登録申請手数料、確認事務委託対象法人登録更新申請手数料、駐車監視員資格者証交付申請手数料、駐車監視員資格者講習手数料、駐車監視員資格者認定申請手数料、駐車監視員資格者証書換え交付手数料、駐車監視員資格者証再交付手数料、運転経歴証明書交付手数料、運転者特定任意講習手数料、チャレンジ講習手数料、特定任意高齢者講習（簡易）手数料、認知機能検査員講習手数料、警備業認定申請手数料、警備業認定証再交付手数料、警備業認定証有効期間更新申請手数料、警備業認定証書換え手数料、警備員指導教育責任者資格者証交付申請手数料、警備員指導教育責任者講習手数料、警備員指導教育責任者資格者証書換え手数料、警備員指導教育責任者資格者証再交付手数料、現任警備員指導教育責任者講習手数料、機械警備業務管理者資格者証交付申請手数料、機械警備業務管理者講習手数料、機械警備業務管理者資格者証書換え手数料、機械警備業務管理者資格者証再交付手数料、自動車運転代行業認定申請手数料、自動車運転代行業認定証再交付手数料、自動車運転代行業認定証書換え手数料、探偵業届出証明書交付手数料、探偵業変更届出証明書交付手数料及び探偵業届出証明書再交付手数料

あっせん業業務実施方法認定申請手数料、質屋営業許可申請手数料、質屋営業所移転許可申請手数料、質屋管理者新設等許可申請手数料、質屋営業許可証書換え手数料、質屋営業許可証再交付手数料、核燃料物質等運搬証明書交付手数料、核燃料物質等運搬証明書書換え手数料、核燃料物質等運搬証明書再交付手数料、確認事務委託対象法人登録申請手数料、確認事務委託対象法人登録更新申請手数料、駐車監視員資格者証交付申請手数料、駐車監視員資格者講習手数料、駐車監視員資格者認定申請手数料、駐車監視員資格者証書換え交付手数料、駐車監視員資格者証再交付手数料、運転経歴証明書交付手数料、運転者特定任意講習手数料、認知機能検査員講習手数料、警備業認定申請手数料、警備業認定証再交付手数料、警備業認定証有効期間更新申請手数料、警備業認定証書換え手数料、警備員指導教育責任者資格者証交付申請手数料、警備員指導教育責任者講習手数料、警備員指導教育責任者資格者証書換え手数料、警備員指導教育責任者資格者証再交付手数料、現任警備員指導教育責任者講習手数料、機械警備業務管理者資格者証交付申請手数料、機械警備業務管理者講習手数料、機械警備業務管理者資格者証書換え手数料、機械警備業務管理者資格者証再交付手数料、自動車運転代行業認定申請手数料、自動車運転代行業認定証再交付手数料、自動車運転代行業認定証書換え手数料、探偵業届出証明書交付手数料、探偵業変更届出証明書交付手数料及び探偵業届出証明書再交付手数料